

令和3年9月16日

1 令和3年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>カ 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下における臨時休業期間中等の家庭学習支援のためレンタルしたモバイルルーターについて、4つの小中学校が返却期日までに返却しなかったため、88万円の延滞料が発生した。</p> <p>①小学校分(3校) 798,600円</p> <p>②中学校分(1校) 81,400円</p> <p>(学校ICT課)</p>	<p>合同校・園長会において口頭で嚴重注意を行うことと併せて、全小中学校に対し、情報資産の管理の徹底と適正な事務処理について改めて通知を行った。</p> <p>今後は、教育委員会と学校間で密に連携し、教育の情報化推進にかかる事業について、保護者へ丁寧な説明を行い、保護者からの理解・協力を得るとともに、誤りや漏れがない適正な事務処理を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>(学校ICT課)</p>

2 令和3年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会

意見・要望事項	措置状況
<p>(2) 個別的事項 ウ 総務部関係 (イ) 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言期間中の契約事務について</p> <p>緊急事態宣言期間において利用休止した施設に係る維持管理等の委託契約に関しては、契約課長と教育政策課長から各所属長宛てに次のような内容の通知がなされていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者との事前協議なしに即座に従業員に一切業務に従事させない、出勤をさせない等の対応はしない」こと。 ・「可能な限り、履行期間の別の時期に業務を振り替える、代替業務に従事してもらう等の対応を前提に事業者と協議し、事業者従業員の雇用の維持・確保につながるように努め」ること。 <p>この結果、監査の説明聴取の範囲では、従業員の休業はほとんど検討されずに、代替業務を定め、契約を履行させたケースが多かった。その中には、清掃業務委託において、利用者がいない施設の清掃を継続した事例も見られた。</p> <p>事業者が休業手当を支払い、従業員を休ませた際の同手当の補填に関しては、今回、国の雇用調整助成金等の特例措置が用意されていた。その利用が可能な事業者に対しては、無理に代替業務を設定すること</p>	<p>緊急事態宣言中の契約事務手続きについては、契約課と連携をとり、契約履行の必要性の検証及び雇用調整助成金制度等関係する制度の情報収集・整理を行い、幅広い対処が可能となるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>

<p>なく、雇用調整助成金等を受けてもらい、更に不足する費用を区が補充するという方策もあったのではないかと思われる。雇用を守るという方針は正しく、経験のない事態のもとで、できる限り混乱のないようにという配慮は認められるが、関係の制度等を踏まえ、もう少し幅広い対処法の例示などがあればなお適切だった。対応方針と契約の履行状況の検証を十分に行い、今後に生かしてほしい。</p> <p>(教育政策課)</p>	
---	--

2 令和3年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会

意見・要望事項	措置状況
<p>(2) 個別的事項</p> <p>ス 教育委員会関係</p> <p>(ア) 教育の情報化推進計画について</p> <p>GIGAスクール構想に基づき、2年度において、児童生徒1人1台の情報端末環境が整備され、既に学習での利用が始まっている。今後の学校のICT環境等に関しては、3年度に策定予定の教育の情報化推進計画(以下本項で「情報化計画」という。)において整理されていく見込みである。</p> <p>その中で、これまで実施計画事業として進めてきた、小中学校のコンピューター教室で使用するパソコンの更新等については、1人1台環境の実現により、同教室のあり方も含め、再検討が必要になってきている。この事業の今後に関しては、情報化計画の中で明らかなることが求められる。</p> <p>また、モバイルルーターの延滞料支払い事案に鑑み、情報機器のより適正な管理の点から、情報化計画において、学校における責任者や担当者、それぞれの職責などを明記しておくことも重要と考えられる。策定作業の中で検討されたい。</p> <p>(学校ICT課)</p>	<p>2年度に策定した区の教育情報セキュリティ対策基準において、情報資産の管理責任者及び適正な管理方法を明確に定めており、その遵守状況については、定期的に確認を行っている。</p> <p>情報化計画では、1人1台環境の実現を踏まえた今後の学校ICT環境整備の方向性を定めるとともに、情報セキュリティに関する研修の実施等の施策を充実させることとし、学校における情報資産の管理を含む情報セキュリティの向上を図っていく。</p> <p>(学校ICT課)</p>

2 令和3年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会

意見・要望事項	措置状況
<p>(2) 個別的事項 ス 教育委員会関係 (イ) 図書館の電子書籍貸し出しサービスの導入等について</p> <p>来館利用が困難な区民に対応でき、感染症流行時においても有効な図書館サービスとなることから、本年7月に電子書籍の貸出が開始された。パソコンやスマートフォンなどの情報端末が普及する現代にあって、「図書館」利用者の拡大が図れ、利用者の利便性も向上させることができる。</p> <p>まずは、電子書籍の貸出が始まったことと、その利用方法等の周知を徹底し、新しいサービスの定着に努めてほしい。</p> <p>この事業においては、運営に必要な情報システムや電子書籍は委託業者が提供する。そのため、一つの自治体で運営する必要性はあまりなく、他自治体との連携が比較的容易なのではないかとも考えられる。このサービスがある程度定着した後は、より幅広いコンテンツの利用が可能になるなどのメリットがあると思われるので、他自治体との共同運営についても検討することを要望する。</p> <p>また、基本構想が改定され、基本計画の見直し作業が進む中で、電子書籍貸出サービスの開始により、図書館業務がサイバー空間に更に広がる時代を迎えている。現在の図書館基本方針は、旧基本構想等を前提</p>	<p>令和3年7月20日から、電子書籍貸出サービス（目黒区電子図書館）を開始した。ここ数年図書館利用がなかった区民からの登録も多数あり、9月6日現在で4,300名以上の区民が利用登録している。今後も、積極的な周知に努めていく。</p> <p>電子書籍のコンテンツ提供については、出版社の規制が厳しく、現状では自治体で共同利用するような制度の提供がないため、自治体間での連携は難しい。</p> <p>こうした状況から、他自治体との電子図書館の連携の可能性については、今後の調査研究課題である。</p> <p>また、基本方針については、目黒区基本構想の改定及び図書館サービスの多様化を鑑み、改定に向けた検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">(八雲中央図書館)</p>

<p>に基本理念がつくられており、電子書籍の導入も想定していない。したがって、図書館基本方針の改定も必要となってきたので、今後検討されたい。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>	
---	--